

4. 公的研究機関における先進的取組～（独）産業技術総合研究所の取組

大学・公的研究機関において、活発な知的財産活動が行われるようになってきている。大学・公的研究機関において創造・保護・活用の知的創造サイクルを構築・加速化するためには、大学発の発明や権利を管理する組織の構築とともに、大学・公的研究機関における権利の帰属についての規程等の発明の取扱いルールや、ライセンス供与の際のルール、ライセンス料の配分ルール等を整備することが重要である。

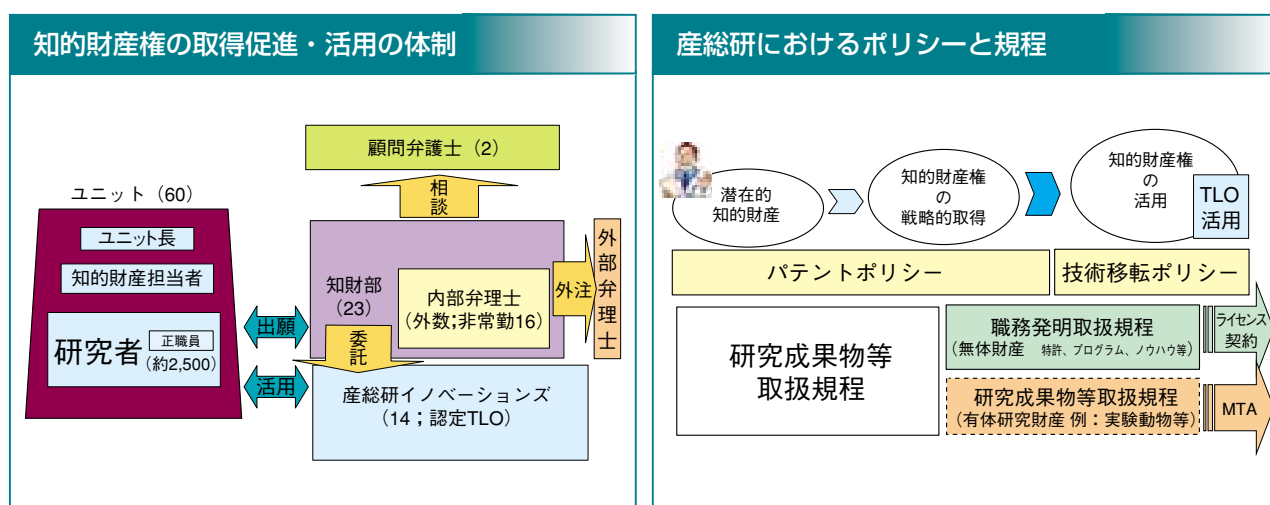
また、企業と共同研究する場合には、第三者へのライセンス供与に関して取り決めることが、大学・公的研究機関が自己の研究成果による利益を十分に確保できるようにする上で鍵となる。

ここでは、独立行政法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）における先進的な取組を紹介する。

① 知的財産管理体制構築に向けた取組及び出願等の実績

産総研は、工業技術院時代の1996年度に400件程度であった特許出願件数が、その後年々増加し、2000年には1,000件を超えることとなった。2001年度の実績は1,017件である。年間1,000件を超える規模の特許出願件数を行うために、産総研は、16人の非常勤内部弁理士を有する知的財産部（人員は23名）を有するとともに、適宜外部弁理士を活用する体制を整備している。また特許活用の面では認定TLOである産総研イノベーションズ（人員は14名）が業務を行っている。

特許の取得及び活用を促進するためには、知的財産権に関する組織内のルール（ポリシーとも言う）の整備が必要であることは上述したとおりである。産総研においては、産総研内の特許等の取扱いを定めた「パテントポリシー」、技術移転政策を定めた「技術移転ポリシー」及び「研究成果物等取扱規程」、「職務発明取扱規程」、等を定めている。



② 研究者へのインセンティブの付与、パテントポリシーの確立、職務発明取扱規程

知的財産創出のためには、大学・公的研究機関における研究者へのインセンティブの付与が重要である。知的財産戦略大綱においても、「発明者の努力に報いるため、発明者やその研究費への手厚い還元を図らなければならない」と指摘されている。産総研においては、工業技術院時代は、研究者の評価は論文が中心であり、実施料の5～30%を研究者に配分（ただし、年額600万円の上限有り）されていたが、知的財産権と論文を同等に評価することとし、実施料の25%を総額上限無しで還元する（100万円までは50%）と運用を改正し、研究者へのインセンティブの確保を図っている。さらに、ライセンス料の5倍の額を追加の研究費としてその研究ユニットに配分する措置を講じた。

③技術移転ポリシー、秘密保持契約

研究及び開発等の成果を社会に技術移転することは産総研の大きなミッションであることから、産総研は研究及び開発等の成果の技術移転に係る移転姿勢及びその方法を、産総研技術移転ポリシーとして、内外に明示している。同ポリシーにおいて、産総研の職員は技術移転を推進することを責務の一つとすること、産総研は職員の技術移転活動に対する貢献を奨励し、評価へ積極的に反映すること、産総研は研究成果の産業界等への技術移転のために、共同・受託研究、技術研修等を活用し、知的財産権の実施を推進すること等を明記している。

④共有特許

共有特許については、第三者に譲渡又は実施許諾する際には、共有者の同意が必要であるため（特許法第73条）、一方の共有者である大学等が実施許諾を希望しても、他方の共有者である企業が同意せず、技術が実施されなくなるおそれがあるとの指摘がある。

この問題に関し、産総研においては、共有の相手方が独占実施を希望しない場合、第三者に実施許諾をする活動を行うところ、当該相手方は、同意しないことに正当な理由がない限り、産総研が第三者に対し通常実施権を設定することに同意するものとしている。また、第三者から得られた実施料を持分に応じて配分する旨、共同研究契約において明記することとしている。

【産総研共同研究規程（抄）】

（実施の許諾等）

第十一条 研究所又は共同研究者は、共有する本知的財産権の自らの持ち分を譲渡し、それを目的として、質権を設定し、又は専用実施権を設定し、若くしは通常実施権を許諾しようとする場合、その旨について事前に相手方の同意を得る。

2 研究所又は共同研究者は、前項の規定において、通常実施権の許諾については、正当な理由がない限り、相手方に同意する。

（下線は特許庁による。）

（参考）

2002年、文部科学省は、新たに共同研究契約に関するモデル例（平成14年3月29日付け文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長・大臣官房会計課総務班主査通知13振環産第59号「共同研究契約書及び受託研究契約書の取扱いについて」）を国立大学に配布した。当該モデル例においては、大学と企業が契約を結ぶ際、一定期間を経過しても企業が実施しなかった場合、一方の当事者である大学が、第三者に実施許諾できる旨の規定が盛り込まれている（具体的期間については、契約時に両当事者間で決める）。